

答申第 3 9 号 (諮問第 40 号)

平成 1 3 年 9 月の群馬県農業会議常任会議
員会議へ提出した の一般廃棄物最終処分
場に係る諮問議案の部分開示決定に対する異
議申立ての件に係る答申書

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年1月23日、「平成13年9月17日に開催された群馬県知事の諮問機関である農業会議で議題として審議された際に会議に提出された、による地区の廃棄物処分場設置に係る関係書類一式（農業委員会の意見書、への融資先、など当該処分場設置計画に係る情報が記述された書類）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成14年2月6日、本件請求に係る公文書を「平成13年9月の群馬県農業会議常任議員会議へ提出した諮問議案（の一般廃棄物最終処分場に係る部分）」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分の公文書を一部開示しない理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

- ・ 条例第14条第2号該当

職業欄は、個人に関する情報であるため。

- ・ 条例第14条第3号イ該当

資金計画欄の所用資金額、自己資金額、借入資金額は、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成14年4月1日、本件処分のうち資金計画欄を非開示としたことを不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成14年4月17日、資金計画欄を非開示としたことの取り消しに係る異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

資金計画欄を非開示とした処分の取り消しと、文書の開示を求める。

(2) 条例における開示・非開示の解釈について

条例の前文には、「県は、県民の知る権利を尊重し、県の保有する情報を公開すると共に説明する責務を果たす」とあり、また、「ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならない」

とある。これは、本来の目的が阻害されない範囲で開示、非開示を決定するという趣旨である。しかし、多くの場合、実施機関は開示すると都合の悪い情報については、県民のプライバシーや公共の利益への侵害があるという理由で、本来開示すべき情報であるにもかかわらず非開示としており、今回の決定についても同様の解釈を適用している。今回、申立人が請求した案件は公共性が極めて高いものであり、実施機関が非開示とした解釈は誤りである。

(3) 本件公文書の内容と開示すべき理由について

本件公文書は、 が に設置を予定している一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に関する農地転用申請にかかる情報であり、処分場の建設に係る資金計画として、所要資金額とその調達方法（自己資金額及び借入資金額）が記されている。

処分場は申立人が耕作する水田の上流に計画されており、処分場のシートによる灌漑水の流量阻害、防水シートが破れた場合のダイオキシン等の流出による水質汚濁の両面から安全な作物の生産が損なわれるおそれがある。また、数十万トンの廃棄物を埋め立てることから、申立人の水田の直上に擁壁が建設されるが、大雨や地震等によりこれが決壊することになれば下流住民の土地や家屋に甚大な被害が及ぶ。また、搬入道路が畑地に隣接しているため、搬入車両から廃棄物が飛散し土壌が汚染されたり、騒音や振動により安心な生活が脅かされることになる。

実施機関は廃掃法に規定する許可基準を満たしているというが、計画図面に基づく判断であり、実際の工事がどのように行われるのかについての保証はない。また、使用前検査を行い、使用開始後も維持管理等について必要により立入検査及び報告の徴収を行うというが、その検査基準並びに報告基準がわからないため実際に事務事業を行うか懐疑的である。法令の基準に適合していないと認められる場合に、事業者に対して使用の停止を命じたり許可取り消しを行うということについても同様である。灌漑水の流量阻害に対する代替措置計画についても、具体的なことは何も聞いていないし、それに対する同意も承認もした覚えがない。したがって、灌漑用水に大きな脅威となる漏水問題が発生しないという保証がない限り、生命、財産等の権利保護は確保できない。

以上のようなことから、非開示となった資金計画は、処分場の安全性を保証する重要な要素であり、条例第14条第3号ただし書きの「人の生命、健康、生活または財産を保護するため公にすることが必要な情報」に該当するため開示するべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している非開示の理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例における開示・非開示の解釈について

条例は、「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的」としている。また、条例では第14条

で規定する非開示情報を除き、原則開示の趣旨を明らかにしている。そして、条例第14条各号では非開示情報を規定しているが、これは実施機関に裁量権を認めたものではなく、非開示情報のいずれかに該当するときは「開示してはならない」ことを規定したものである。非開示情報の適用にあたっては、原則開示の趣旨を踏まえ、客観的に判断することが必要であり、こうした考えに基づき検討を行った。

(2) 開示請求に係る本件公文書の記載事項について

本件公文書は、の一般廃棄物最終処分場他に係る農地転用申請について群馬県農業会議に諮問した議案書である。記載事項は、(1)農業委員会名(2)農業委員会意見(3)農地区分(4)契約内容(5)転用目的(6)申請者(氏名、職業、住所)(7)申請地(地番、地目、面積)(8)地目別面積(9)申請事由(10)転用工事時期(11)施設の種類及び規模(12)資金計画(13)公害の防除である。

(3) 公文書を開示しない理由

条例第14条第3号イでは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものは開示してはならないとしている。この「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など、法人等と何らかの関連性を有する情報を指し、「正当な利益」とは、法人等の事業運営上の地位を広く含むものとされ、また、「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとされている。

また、条例第14条第3号ただし書きでは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益とこれを公にしないことにより保護される法人等の権利利益を比較考量し、開示、非開示の決定を行うこととしている。

申立人は、本件公文書のうち所要資金額、調達方法の自己資金額及び借入資金額(以下、「資金計画欄」という。)を非開示としたことについて、条例第14条第3号ただし書きに該当するため開示すべきであると主張しているが、当該一般廃棄物最終処分場の設置に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)に規定する基準により安全性が審査され、既に基準に適合する施設として許可が下りているものである。また、施設の使用前には使用前検査が行われ、基準に適合しなければこれを使用することはできない。さらに、使用に際しても法令に定める基準に従い維持管理等を行う必要があり、県は、必要に応じて立入検査や報告の徴収を行い法令基準違反や生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると認められる場合等においては、事業者に対して改善を命じ、または支障の除去、発生の防止のための必要な措置を命じることができる。そして、当該施設が法令の基準に適合していないと認められる場合等においては、事業者に対して使用の停止を命じたり、許可を取り消したりすることができる。

また、灌漑水の流量阻害については代替措置の計画があり、近傍の農業生産条件に著しい影響を及ぼすことのないものとして、農地法の基準からも妥当なものと判断している。

これらのことから、当該一般廃棄物最終処分場の設置計画については廃掃法の適正な執行により、法令の基準に基づいた施設の設置及び維持管理がなされるもので、

条例第14条第3号ただし書きに規定する人の生命、財産等の権利を侵害する蓋然性は低いものと判断した。

一方、資金計画欄は、当該事業者の内部管理情報であり、何人も自由に入手できるものではなく、事業ノウハウ等の法人の事業運営上の地位に含まれることからこれを公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれの方がより蓋然性が高いものと判断した。

5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

しかし、条例の前文にあるとおり、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならないとされており、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、条例第14条各号に規定されている非開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

よって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が条例第14条各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

(2) 条例第14条第3号の該当性について

まず、本件公文書に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第3号イに該当するかどうかについて検討する。

本号本文にいう「法人に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関連性を有する情報を指す。また、本号イにいう「法人の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人の運営上の地位を広く指すものである。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人の性格や権利利益の内容、性質等に応じて適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。

本件公文書は、平成13年9月の群馬県農業会議常任議員会議へ提出したの一般廃棄物最終処分場に係る農地転用の諮問議案書であり、資金計画欄を非開示としたものである。

審査会で審査したところ、資金計画欄に記載された所要資金及び調達方法は、通常、一般には知り得ない情報であるため、明らかに法人の内部管理情報に該当する。また、調達方法を明らかにすることは法人の財務内容、ひいては法人の格付けにも

結びつくものであるため、これにより法人の信用や運営上の地位をおとしめる可能性がある。したがって、資金計画欄は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当する。

次に、上記の情報について、同号ただし書きに該当するかどうかを検討する。

資金計画は企業の存立に最も関わってくるところであるため、事業の遂行能力や、処分場の維持管理が適正に行われるかどうかを判断する要因のひとつであるといえる。したがって、地域住民の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報のひとつに該当すると言える。しかしながら、当該処分場については、廃掃法に基づく審査が既に終了し、許可も下りており、このことは、処分場が安全面での基準を満たした施設として建設されるということであり、更に、今後施設の設置後並びに使用開始後においても所要の措置が講じられることから、上記の情報が、現時点で直ちに人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報に該当するとは認められない。

以上により、本件公文書に記載され、実施機関が非開示とした情報は条例第14条第3号イに該当し、かつ、同号ただし書きに該当しないので、非開示となる法人等事業情報に該当すると認められる。

6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成14年 4月17日	諮問
平成14年 5月22日	実施機関からの理由説明書を受領
平成14年 6月 7日	異議申立人から意見書を受領
平成14年 7月31日 (第79回審査会)	審議(本件事案の概要説明) (異議申立人の口頭意見陳述) (実施機関の口頭意見陳述)
平成14年 8月21日	実施機関からの理由説明書(補足)を受領
平成14年 8月29日 (第80回審査会)	審議(実施機関の補足説明及び質疑応答)
平成14年 9月19日	異議申立人から意見書(補足)を受領
平成14年 9月24日 (第81回審査会)	審議
平成14年10月24日	答申